

障害者就業・生活支援センターの 指定と運営等について

平成14年5月7日

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長 職高発第0507004号

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 障発第0507003号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第35号）については本日公布され、障害者就業・生活支援センター事業については同日付けで施行されたところであるが、同法に基づく障害者就業・生活支援センターの指定と運営について、別紙1のとおりとするので、御了知の上、制度の適切な運営につき特段の御配慮をお願いする。

また、別紙2のとおり「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」を、別紙3のとおり「障害者就業・生活支援センター事業（生

活支援等事業）実施要綱」を定め、同法に基づき指定された障害者就業・生活支援センターを活用し障害者の就業面及び生活面に関する一体的な支援を行う事業を実施することとしたので、これら事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

なお、平成11年4月1日付け障発第246号、職高発第12号「障害者就業・生活支援事業の実施について」は、廃止する。

（中略）

[別紙1]

障害者就業・生活支援センターの指定と運営について

第1 目 的

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2章第5節の障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という）は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ることを目

的としている。

第2 制度の概要

都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法法人（社団法人及び財団法人）、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は医療法人であって、下記第6の業務に関し次の基準に適合すると認められるものを、その申請により、当

該業務を行う者として指定することができる（法第9条の18、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「則」という。）第4条の10条）。

職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

のほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、センターの支援の対象とする障害者（以下「支援対象障害者」という。）の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

第3 支援対象障害者の範囲

支援対象障害者は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（法第9条の18）である。具体的には、以下に該当する者である。

就職するため、また、継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な者

一旦就職したものの、職場不適應を起こし離職、若しくは休職するおそがある者、又は職場不適應により離職した、若しくは休職している者など、職場定着のために継続的な支援が必要な者

第4 運営主体

センターの運営主体は、支援対象障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法法人（社団法人及び財団法人）、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人であって、都道府県知事が指定した第2の 及び のいずれにも該当する者である（法第9条の18、則第4条の10）。

（中略）

5 活動の区域

都道府県知事によるセンターの指定に当たって

は、センターの活動区域に関する指定は法律上は定められていない。

ただし、都道府県内にセンターが複数存在する場合など、適切な運営を確保するために活動区域を定めて業務を実施することが必要と認められる場合には、センターや関係する市町村、関係機関との調整の上、都道府県知事はその活動区域を定めることも可能である。

また、センター自身が特定の区域内において活動を行うことを計画する場合には、指定の申請書への添付書類である業務に関する基本的な計画（1の（2）の八）にその旨明記することが必要である。

なお、活動区域を定める際には、公共職業安定所の管轄区域、障害保健福祉圏域など、関係する施策に係る区域を考慮することも、関係機関との連携を円滑に行う上で望ましいと考えられる。

6 あっせん型障害者雇用支援センターからの移行（経過措置）

障害者就業・生活支援センターの創設前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第9条の12第1項による指定を受けていた社会福祉法人であって、旧法第9条の13第1号のあっせんの業務を行っていた者（以下「あっせん型障害者雇用支援センター」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第35号。以下「改正法」という。）施行後においては、障害者就業・生活支援センターの指定を受けた者とみなすとともに、旧法第9条の12第2項又は第4項に基づき当該あっせん型障害者雇用支援センターについてなされた公示であって改正法施行の際現に効力を有するものは、当該障害者就業・生活支援センターについてなされた公示とみなすこととされている。また、この旧法に基づいて行われた公示のうち旧法第9条の12第2項の指定に係る地域に係る部分については、改正法施行と同時にその効力を失うものである。

したがって、改正法施行に伴い、あっせん型障害者雇用支援センターは障害者就業・生活支援センターに移行することとなり、指定及び指定に係る公示の手続きを改めて行うことは必要ない。ただし、障害者就業・生活支援センターの業務を適正かつ確実に実施することができるものと認められず、上記第2

の及びに該当しなくなった場合には、その時点で、上記4の(2)の措置を講じることが必要となる。

なお、旧法又はこれに基づく命令によりあっせん型障害者雇用支援センターに対して行い、又は当該あっせん型障害者雇用支援センターが行った処分、手続きその他の行為は、改正後の法又はこれに基づく命令に基づき、障害者就業・生活支援センターに対して行い、又は障害者就業・生活支援センターが行った処分、手続きその他の行為とみなされる(改正法附則第2条)。

第6 業務の内容及び留意事項

1 法に基づく指定業務

(1) 法に定められたセンターの業務は次のとおりである(法第9条の19、則第4条の11、第4条の12)。

イ 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、養護学校その他の関係機関との連絡調整、支援対象障害者に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な援助を総合的に行うこと。

ロ 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域センター、障害者雇用支援センター、職業準備訓練を適切に行うことができると認められる事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあっせんすること。

ハ イ、ロのほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

(2) 秘密保持義務

センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者、上記(1)の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(法第9条の21)。

ここでいう「秘密」とは、支援対象障害者や事業主等に関する個人情報というが、私生活に関するものには限られない。

したがって、当該情報を、下記4の関係機関と

の連絡調整の一環として支援対象障害者に関する情報を提供する場合や、関係機関から情報提供を受けようとする場合には、そのことについて、本人の同意を得ておくことが必要である。

2 支援対象障害者の把握等

(1) 支援対象障害者の把握

センターによる支援を実施するためには、まず支援対象障害者を把握することが必要である。センターによる支援開始のきっかけは、支援対象障害者からの相談に応じることが基本であるが、このためには、障害者自身やその家族、障害者に対する支援を実施する関係機関等に対して、センターに関する周知を図っておくことが必要である。また、関係機関との連携を図り、平素から相互に情報交換を行う等により、関係機関の支援対象障害者に関し、センターによる支援が必要となるような状況が生じた場合にセンターへの相談が寄せられ易くなるような関係を形成しておくことが有効と考えられる。

(2) 支援対象障害者に係る状況の把握

支援対象障害者に対して支援を実施する場合には、当該支援対象障害者の状況について十分に把握することが必要である。このため、最初に相談が寄せられた際には、障害者本人や、家族、同行者等から当該支援対象障害者の障害の状況やこれまでの経歴(就業経験の程度等)、相談に係る問題点等につき十分聴取し、記録し保管しておくことが必要である。

(3) 支援計画の策定

把握した支援対象障害者の状況に鑑みて、基礎訓練、職業準備訓練、職場実習等の具体的な支援が必要であると考えられる場合には、必要に応じケース会議を開催し、又は関係機関の助言等を待つ、支援対象障害者の個々の課題に即した基礎訓練、職業準備訓練又は職場実習の内容、実施施設・機関等の具体的な訓練方法を示す個別支援計画を策定し、これに従い計画的に支援を実施することが必要である。ただし、個別支援計画における職業準備訓練の内容、そのための実施施設・機関等の具体的な訓練方法に関しては、下記6に従い、地域センターにおける職業評価を依頼した上で、地域センターの策定した職業リハビリテー

ション計画に基づいて策定する必要がある。

なお、基礎訓練の進捗状況を踏まえ、必要に応じ地域センターに対し個別支援計画の修正等に係る技術的援助を求め、適宜その見直しを図ることが必要である。

3 支援対象障害者に対する指導・助言

障害者からの相談に応じ、障害者の職場での問題や日常生活上の問題に関し、把握した支援対象障害者に係る状況を十分踏まえ、解決策を提案するなどの指導・助言を行う。職業生活の維持には、障害者自身の生活習慣の形成や日常生活の自己管理などが必要であり、また、住宅の確保、家族・知人との関係も含め、さまざまな環境が影響を及ぼしている。このため、支援対象障害者が、日常生活を含めた職業生活を円滑に送れるように、センターにおいて幅広い職業生活上の問題について相談に応じるものである。

(1) 就業面を中心とする相談に対する指導・助言

障害者の就業面を中心とする相談に対する指導・助言については、以下のような例が考えられる。

イ 在職中の場合：仕事の遂行に関する悩み、職場での上司や同僚とのトラブル等に関する問題についての指導・必要に応じ、事業主や家族からも事情を開き、問題解決に必要な協力に関する指導・助言。

ロ 離職者の場合：離職理由を分析し、離職を繰り返すことを防ぐために、再就職に際して留意すべき事項や就職活動、及びそのために関係機関から受けるべき支援に関する指導・助言。

ハ 就職したことのない障害者で就職を希望する者の場合：就職活動の実施、家族の協力、活用可能な関係機関の支援等に関する指導・助言。

(2) 生活面を中心とする相談に対する指導・助言

障害者の生活面を中心とする相談に対する指導・助言としては、例えば以下のような例が考えられる。

イ 日常生活の自己管理に関する指導・助言

障害者が職業生活を継続する上で必要となる生活習慣の形成や日常生活の自己管理のための助言、健康管理や金銭管理等に関する指導・助言。必要に応じて、保健医療機関、生活支援サー

ビスの利用の支援等。

ロ 地域生活に関する指導・助言

障害者が地域で生活を行う上で必要となる住居の確保や年金等の申請のほか、活用できる福祉サービスの利用調整などの指導・助言。必要に応じて、終業後や休日における余暇活動などについての指導・助言。

八 生活設計に関する指導・助言

長期的な視野で、自ら望む生活の在り方を組み立てるための生活設計などについて指導・助言することによる、本人の自己選択・自己決定の支援等。

(3) 情報の把握

上記(1)、(2)のような指導・助言を的確に行うためには、関係機関が行う障害者に対する支琴に関する情報や、障害者雇用に係る労働市場の状況、事業主の動向、障害者の就業・生活に関する問題の発生に係る動向とその適切な解決策等についての情報を十分に把握しておくことが必要である。

4 関係機関との連絡調整

支援対象障害者が持っている問題の解決のために他の関係機関の支援を受けることが必要な場合に、その調整を行うなど、関係機関との連絡調整を実施する。必要に応じて、支援対象障害者や家族の了解を得た上で、当該障害者に対する支援を行ったことのある関係機関から過去の支援の実施状況についての情報を得たり、今後の支援の実施方法について意見を求める。

また、連絡調整業務を円滑に行い、効果的な支援を実施するため、協力して支援に当たる際の役割分担や連絡方法、及び具体的な支援方法についての検討、情報交換などを行う連絡会議を開催することが必要である。

主な関係機関との連絡調整の内容については、以下の例が考えられる。

(1) 公共職業安定所との連絡調整

求職中の支援対象障害者が公共職業安定所の職業紹介等を受けようとする際に、支援対象障害者が自らの状況や就職に関する希望等、適切な職業紹介を受けるために必要な事項について公共職業安定所の職員に対して十分に伝えることが困難な場合に、センターにおいて把握している内容を公

共職業安定所に情報提供する等、公共職業安定所との必要なコミュニケーションに関する支援等が考えられる。

また、公共職業安定所に相談に訪れた障害者について、公共職業安定所からの要請により、センターにおいて支援を行うことも考えられる。

(2) 地域センターとの連絡調整

支援対象障害者が地域センターの職業カウンセラーによる専門的な知識に基づいた職業評価等の職業リハビリテーションの措置を受けることが必要であると考えられる場合に、地域センターに支援対象障害者を地域センターに紹介し、必要に応じて当該障害者の状況、それまでの支援の状況について連絡し、職業リハビリテーション計画の作成等についての助言や意見を求めるなど、各々の支援の実施について相互に協力すること等が考えられる。

なお、地域センターはセンターの行う業務に関して必要な技術的、専門的事項に関して援助を行うこととされており、さらに、センターの行う職業準備訓練のあっせんについては、地域センターの行う支援対象障害者に対する職業評価に基づいて実施するものであることから（下記6参照）、地域センターとの密接な連携を図る必要がある。

(3) 障害者雇用支援センターとの連絡調整

1の(1)の口の障害者雇用支援センターにより行われる職業準備訓練を受けることについてのあっせんを行う場合に、対象となる支援対象障害者の状況について連絡したり、各々の支援の実施について相互に協力すること等が考えられる。

(4) 社会福祉施設との連絡調整

支援対象障害者や家族の了解を得た上で、支援対象障害者が過去に入所していたことがある等の社会福祉施設から支援対象障害者の情報を得ること、また、当該障害者に対する支援について意見を求めること等が考えられる。

(5) 医療施設との連絡調整

支援対象障害者や家族の了解を得た上で、支援対象障害者がその障害に関する治療を受けている等の医療施設に対し、支援対象障害者が可能な就業に係る条件などの支援に必要な意見を求めること等が考えられる。

(6) 盲学校、聾学校、養護学校をはじめとする支援対象障害者の出身校との連絡調整

支援対象障害者や家族の了解を得た上で、当該障害者の出身校である盲学校、聾学校、養護学校等から当該障害者の特性等について情報や支援の方法についての意見を得ること等により、学校が行う卒業生へのフォローアップと連携を保ちながら効果的な支援が行えるよう、互いに協力しながら支援を行うこと等が考えられる。また、学校からその生徒等の求職活動や職場定着に関する支援を求められた場合に、求められた支援を実施すること等が考えられる。

(7) 福祉事務所、更生相談所との連絡調整

支援対象障害者について、在宅又は施設サービスを利用することが必要な場合には、福祉事務所に連絡し調整を行うことが考えられる。また、身体障害者又は知的障害者の福祉に関する指導・援助を行う場合に、身体障害者更生相談所又は知的障害者更生相談所の支援を受けることが考えられる。

(8) 保健所、精神保健福祉センターとの連絡調整

支援対象となる精神障害者について、各種保健サービスや精神障害者社会適応訓練を利用することが必要な場合には保健所に連絡をし調整を行うことが考えられる。

また、精神障害者についての保健福祉に関する専門的な指導・援助を行う場合に、精神保健福祉センターの支援を受けることが考えられる。

(9) 地域産業保健センターとの連絡調整

小規模事業場で就業する支援対象障害者について、専門の医師や保健師の相談が必要と考えられる場合に、地域産業保健センターの利用について助言や調整を行うことや、支援対象障害者に対する支援について助言を受けること等が考えられる。

(10) 当事者団体との連絡調整

障害者やその家族の団体は、各障害種別の特性及び支援のニーズについて熟知していると考えられ、これら当事者団体から、センターの行う支援の実施方法等について助言を得ることが考えられる。

(中略)

障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱

第1 目 的

障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も重要であり、身近な地域で就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。

このため、職場不適應により離職した障害者や離職のおそれがある在職中の障害者等に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。

第2 事業の内容

本事業は、障害者の就業・生活支援を行う団体に委託して、離職した障害者及び在職中の障害者の職業生活における自立を図るため、以下の業務を行う事業である。

- 1 障害者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行うこと。
- 2 事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係る助言等を行うこと。
- 3 障害者に対して障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター又は事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてあつせんすること。
- 4 障害者雇用支援者に関する情報の収集及び提供、障害者雇用支援者に対する研修を行うこと。
- 5 前各項目の業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、養護学校、当事者団体等の関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡会

議を開催し、これら機関との連携を図ること。

第3 委託先

本事業は、民法34条の法人（公益法人）、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は医療法人であつて、以下の基準に照らして本事業の委託先として相応しいと認められるものに対して委託して実施する。

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の18に基づき、障害者就業・生活支援センターとして指定されているか又は指定される見込みがあること。
- 2 定款又は寄付行為において、上記第2に掲げる業務を実施することが規定されていること。
- 3 事業を実施する地域における障害者の数等に鑑みて、本事業による支援の対象となる障害者を継続して確保できる見通しがあること。
- 4 支援の対象となる障害者との信頼関係の形成、障害者の能力・特性等の把握を目的とした訓練を行う併設施設又は提携施設を確保しており、当該施設等においてかかる訓練を適正かつ確実に行うことができると認められること。
- 5 関係機関との関係が良好であり、円滑な連携を図ることが可能であると認められること。
- 6 上記第2の業務の実施（実施体制を含む）に係る計画が適切であること。
- 7 職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあること。
- 8 障害者の就業に関する支援活動の実績があること。具体的には、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去3年間で10名以上であるか、又は今後3年間に於いて就職する者が10名以上確実に見込めること。
 - (2) 当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去3年間で20件

以上であるか、又は今後3年間において職業準備訓練及び職場実習のあっせんを20件以上確実に見込めるものであること。

- 9 地元自治体の関与があること。
- 10 公益法人にあっては、本事業を委託した場合において、固からの補助金、委託費等（本事業に係るものを含む）が、当該法人の年間収入の3分の2を下回る見込みであること。
- 11 上記各要件を満たすものとして、都道府県知事の推薦があること。

第4 都道府県知事の推薦

本事業の受託者を推薦する場合には、都道府県知事は、以下の資料を添えて、都道府県労働局長を通じて、職業安定局長あて推薦するものとする。

- (1) 当該法人の定款又は寄付行為
- (2) 当該法人の受託することとなる事業年度に係る収支予算書及び事業計画書、並びにその前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (3) 上記3の1から10の各基準への該当状況に関する都道府県知事の意見（当該意見の理由、根拠となるデータを含む）

[別紙3]

障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱

第1 目的

障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理など生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。

このため、職場不適應により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）において、就業及びこれに伴う日常生活、社会

第5 都道府県労働局長の意見

都道府県労働局長は、都道府県知事から上記第4の推薦があったときには、管下の公共職業安定所、地域障害者職業センター等との連携の見通しその他当該地域における職業リハビリテーションの状況を踏まえ、当該法人への事業委託についての意見を添えて、職業安定局長あて通知するものとする。

第6 支援担当者の配置

本事業を受託した法人は、上記第2の業務を担当する者として、就業支援担当者を配置するものとする。

第7 その他

上記のほか、本事業の実施のため必要な手続きその他の事項は、別途定めるものとする。

生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）とする。

第3 職員の配置

センターには、生活支援を専門に担当する職員（以

下「生活支援担当職員」という。)を置くものとする。

生活支援担当職員は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のいずれかの障害者の生活支援について相当の経験及び知識を有する者であり、かつ他の障害福祉についても熟知しているものであること。

第4 対象者

本事業の対象となる者は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者とする。(以下、「支援対象障害者」という。)

第5 事業の内容

生活支援担当職員は、支援対象障害者の家庭等や職場を訪問すること等により、支援対象障害者の生活上の相談等に応ずるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行うものとする。

第6 事業の実施方法

- 1 都道府県は、事業を適正に実施することができる社会福祉法人等を指定する。
なお、都道府県は、都道府県知事が指定した社会福祉法人等に対して事業を委託するものとする。
- 2 センターに生活支援担当職員を配置する。
- 3 基礎訓練(職業準備訓練の前段階として、支援対象障害者との信頼関係の形成、支援対象障害者の能力・特性等の把握を目的とした訓練)を実施する場として、併設施設及び提携施設を確保する。
なお、センターが、基礎訓練を実施するために利用できる下記(1)～(5)の施設であって、センターの運営主体が自ら運営するものを「併設施設」といい、また、センターを連携して基礎訓練の場を提供する施設として位置付けられるものを「提携施設」という。
(1) 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉工場
(2) 精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施

設、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター

- (3) 身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉工場
- (4) 障害者能力開発施設
- (5) その他事業が適切に実施されると認められる施設

第7 関係機関との連携

事業の委託を受けた社会福祉法人等は、事業の実施について、市町村、公共職業安定所、社会福祉施設、医療機関、盲学校、聾学校、養護学校、福祉事務所、更生相談所、保健所、精神保健福祉センター、関係施設及び民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉相談員等と連携を常にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めなければならない。

第8 留意事項

- 1 都道府県は、本事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。
- 2 生活支援担当職員が、その業務を行うに当たっては、障害者本人の人格を十分尊重するとともに、当該障害者の身上及び家庭に関する情報については、支援業務以外に用いてはならない。
- 3 生活支援担当職員は、その他必要な地域生活の支援について、関係機関等との連絡調整を行う。

第9 費用の支弁

センターに要する費用は、都道府県が支弁するものとする。

第10 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用

について、別に定めるところにより補助するものとする。